

令和 7 年度西条市市営住宅入居者募集要綱（随時募集）

1 募集する市営住宅：別紙「募集市営住宅一覧表」を参照してください。

2 入居申込資格：次の（１）～（４）のすべてに該当する方が申し込みできます。

- （１） 現に同居し、又は同居しようとする親族があること（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、申込時から３か月以内に婚姻の予定の方を含む）。

○次に該当する方は単身者でも申し込みできます。

- ア 年齢が 60 歳以上
- イ 身体障がい者の方（身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳 1 級～ 4 級）
- ウ 精神障がい者の方（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく 1 級～ 3 級）
- エ 知的障がい者の方（療育手帳の交付を受けている方）
- オ 生活保護法に規定する生活保護受給中の方
- カ 戦傷病者、原子爆弾被害者、中国残留邦人、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者で一定の要件を備えている方
- キ 配偶者からの暴力被害者で、一定の要件を備えている方

- （２） 入居申込者及び同居しようとする親族の所得月額が収入基準に適合すること。

○収入基準

一般世帯	所得月額 15 万 8 千円以下 $158,000 \geq (\text{入居予定者全員の年間所得の合額} - \text{控除額の合計}) \div 12 \text{ヶ月}$
その他世帯（※）	所得月額 21 万 4 千円以下 $214,000 \geq (\text{入居予定者全員の年間所得の合額} - \text{控除額の合計}) \div 12 \text{ヶ月}$

（※）その他世帯とは、次のいずれかに該当する世帯です。

- ア 高齢者世帯：入居者が 60 歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の方で構成される世帯
- イ 子育て世帯：同居者に小学校就学前の子供がいる世帯
- ウ 障がい者世帯：身体障がい者（1～4 級）、精神障がい者（1・2 級）、知的障がい者（重度、中度程度の方）を含む世帯
- エ その他世帯：戦傷病者、原子爆弾被害者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等で一定の要件を備えている方を含む世帯

○入居者・同居者の控除額

控除の種類	控除額（一人につき）	備考
扶養親族	38 万円	申込者以外の同居親族若しくは同居していない所得税法上の扶養親族
老人扶養親族	10 万円	扶養親族のうち 70 歳以上の人
特定扶養親族	25 万円	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満の人
ひとり親・寡婦	35 万円・27 万円	本人所得より控除（本人所得が 35 万円・27 万円未満の場合はその額を控除）
障がい者（一般）	27 万円	療育手帳 B、身体障害者手帳 3～6 級、精神障害者保健福祉手帳 2・3 級のいずれか
障がい者（特別）	40 万円	療育手帳 A、身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれか
給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者	10 万円	給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が 10 万円を超える者

- （３） 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

- （４） 入居申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

3 入居申込みについて：次の書類に必要事項を記入の上、提出してください。

- (1) 市営住宅入居申込書
- (2) 世帯全員の住民票（省略のないもの）
- (3) 所得課税証明書
（昨年と収入が大きく異なる場合は、源泉徴収票、離職票、収入明細書等が必要な場合があります。）
- (4) 同意書
- (5) その他書類（該当者のみ提出してください。）
 - ①母子（父子）世帯：ひとり親家庭医療費受給者証又は児童扶養手当受給者証（写し）
 - ②障がい者世帯：障害者手帳、療育手帳等（写し）
 - ③生活保護世帯：生活保護受給者証（写し）
 - ④その他：り災証明、立ち退きを確認できる書類等

※1 マイナンバーを届け出る場合は、「個人番号等届出書」を提出のうえ、住民票と所得課税証明書の提出を省略できますので、希望される方はお申し出ください。（申し込みする年の1月1日現在で、市内に住所がある方に限ります。）

※2 受付書類は返却いたしません。

※3 実際に入居するようになったときには、次の書類が必要になります。

- (1) 市営住宅入居請書（入居者及び連帯保証人の実印を押印）
- (2) 入居者の印鑑証明書
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書、所得課税証明書、納税証明書
- (4) その他指定する書類

4 申込受付期間・場所

- (1) 受付期間：令和7年8月18日（月）～令和8年6月30日（火）

8時30分～17時15分まで

（ただし、土日祝日等の閉庁日は除きます。）

- (2) 受付場所：西条市役所本庁新館2階 施設管理課住宅係（西条市明屋敷164番地）
西部支所2階 農林建設課建設管理係（西条市周布349番地1）

5 申込から入居までの流れ

入 居 申 込 受 付



資 格 審 査



随時受付による入居順位決定・・・一斉募集で申し込み・抽選された方の後の順位となります。



空 き 住 宅 発 生



入 居 案 内

・・・申込条件に合致する空き住宅が発生した場合、入居案内をします。入居案内時点で、申込書に記入された内容に入居基準を逸脱する変更がある場合は、入居できなくなります（一般申込世帯から単身申込世帯になる、収入基準を超える世帯員の加入等）。
※建替事業等の対象者及びり災者等が優先されます。

※入居申込資格の有効期限は、翌年6月末までです。有効期限までに入居案内がなかった場合、それ以降も入居する意思のある方は、次回の入居申込みの際に再度申込みが必要です。